

第3回匝瑳市市民協働推進協議会

日 時：平成30年12月20日（木）

午後2時30分から

場 所：匝瑳市民ふれあいセンター

2階 第3会議室

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

(1) 匝瑳市市民提案型事業の課題について

①匝瑳市市民提案型事業助成金の取扱いについて

②プレゼンテーションの審査基準について

(2) 委員による市民協働推進に関する事業の提案について

①勝又委員：協働市民大集会の開催

②森田委員：市民協働セミナーの開催

③加瀬委員：地区（区）毎のワークショップの開催

④その他の提案

(3) 匝瑳市市民協働推進本部の活動報告について

(4) その他

4 閉 会

(1) 匠瑳市市民提案型事業の課題について

①匠瑳市市民提案型事業助成金の取扱いについて

ア 助成金については、支出をベースに交付してもらいたい。

対象経費のうち3分の2とする根拠

匠瑳市市民提案型事業助成金交付制度は基本的に「市民協働の推進」の視点から、市民が自主的に地域の課題解決や活性化を図るために活動することを支援する目的で創設した。

したがって、対象経費3分の2は市が活動に関して支援するということ、残りの3分の1については、提案団体が今後も団体の活動継続を維持するため「自主財源の確保」をしていただくことを目的に配分した経緯がある。

活動費対象経費を全て助成金で交付することは、自主財源の確保が必要なくなり、自主的に運営し今後も継続して事業を実施することが困難になると懸念する。

※要綱の内容を変更する場合は、関係課との調整など行い法令審査会に於いて承認が必要となる。

イ 実績報告後の残金は団体の繰越金としてもらいたい。

- ・事業報告後の残金については、これまで同様に実績報告により助成金の額が決定し、その額を超えるものについては返還していただきたい。なお、提案者からいただいた課題の解決策としては、提案されるときに事業計画を精査し、ある程度の見込みをもって提出することで解決できると判断する。また、翌年度もさらに事業を継続（ステップアップ）する場合に、「団体ステップアップ支援」の制度も設けられているため活用していただきたい。

※今回、委員より御提示いただいた意見を含めて、改正が必要と判断する場合は別紙のようにスケジュールを提案する。

市民協働事業別スケジュール表(第2回協議会時)

内容	2018年11月	2018年12月	2019年1月	2019年2月	2019年3月	2019年4月	2019年5月
推進協議会の開催	第2回協議会	第3回協議会 (2018年提案型事業 プレゼン)	第4回協議会 (2019年提案型 事業プレゼン)				
市民提案型事業		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">H31年度 事業募集</div> 	公開プレゼン テーション	事業採択の可否 決定	2019年事業開始 ※追加募集開始		

市民協働事業別スケジュール表(変更案)

内容	2018年11月	2018年12月	2019年1月	2019年2月	2019年3月	2019年4月	2019年5月
推進協議会の開催	第2回協議会	第3回協議会 (2018年提案型事業 プレゼン) 要項等見直しのためのWS	第4回協議会 (要項改正の有無)	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; display: inline-block;">有りの場合</div>	第5回協議会 (2019年提案型 事業プレゼン) ※旧要綱により		
市民提案型事業		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">2019年事業募集 要項等見直し</div>		2019年 事業募集 (旧) 要綱	公開プレゼンテー ション 事業採択の可否 決定	2019年事業開始 ※新要綱に改正	2019年 第2次 事業募集 (新) 要綱

②プレゼンテーションの審査基準について

第2回匝瑳市市民協働推進協議会において、大木委員より提案書の審査方法についての提言があり、各委員へ審査基準についてご意見を募集したところ、別添のとおり提案がありました。

【提案頂いた委員】

大木三喜男委員、勝又康之委員、加瀬功一委員、森田俊一委員

◆市の意見

本来、市民提案型事業については、審査基準を細分化し様々な視点から評価する必要があることは承知している。しかし、「住民が積極的に行う市民活動の推進を支援」という観点から、審査される側（提案者）に提案しにくい基準としてしまうこと、また、審査する側（委員）においても深い審査技術が必要になってしまうことを考慮すると、現行の審査基準が妥当であると考えます。

◆各意見の取り扱いについて

- (案1) 募集要項の見直しを検討するためのWS（ワークショップ）を開催し、各委員からあがった意見について話し合い、次回協議会においてWSの結果を報告、審査基準の変更について協議する。
- (案2) 本日の協議内容を持ち帰り、次回の協議会において報告等を行い協議する。

《委員からの提案資料》

大木委員	1 頁
勝又委員	2 - 3 頁
加瀬委員	4 - 5 頁
森田委員	6 - 7 頁
サポートセンター	8 頁

匝瑳市市民提案型事業審査表(案)

1 事業名 _____

2 推進団体名 _____

3 審査基準

1) 定義

取り組む事業(テーマ)は市民協働の定義に合致しているか

確認

評価

① 課題を共有し、「自分ごと」としてとらえているか

② 一緒に知恵を絞り、出来ることを持ち寄っているか

③ 解決に向けて連携・協力して取り組もうとしているか

2) 現状把握

現状を把握し問題点を共有化しているか

確認

評価

① あるべき姿(基準)は明確になっているか

② 基準と乖離している原因は究明されているか

③ その問題点をメンバーが共有しているか

3) 目標設定

目標は目標設定の要件を満たしているか

確認

評価

① 何を(何をするか)ははっきりしているか

② いつまでに(達成時期は適切か)

③ どのレベルまで(現状より向上することが明確か)

4) 事業計画

管理のサイクルを回す計画となっているか

確認

評価

① 推進計画は適正に策定されているか

② 定期的に計画対する点検・評価は行われる計画か

③ 計画との差異が生じた場合の見直しは行われているか

5) 資源確保

遂行する上での資源は確保されているか

確認

評価

① 人的資源は確保されているか

② 物的資源は確保されているか

③ 資金的資源は確保されているか

6) その他の要件

次の要件も考慮されているか

確認

評価

① 公益性 市民に有益な事業か

② 独創性 先見性、創意工夫があるか

③ 発展性 協働のまちづくりの事業として期待できるか

審査基準

① 確認点数は、認められない場合 0点 どうかと思う場合 1点

認められる場合 2点

② 評価は確認の合計点

③ 総合評価25点以上が提案型事業として採用

総合評価

I 協働市民大集会の開催について

1 会場 ふれあいセンター 3階ホール

2 プログラム

(1) 主催者あいさつ

匝瑳市長

(2) 基調講演 20分

「わが四街道市の協働活動について」

☞ 千葉県下で最も活発に協働を推進していると思われる四街道市の代表にお願いする。

(3) 協働活動の実績発表 5団体各10分

(4) デスカッション「魅力ある匝瑳市をみんなで作ろう」

パネラー 各10分 藤井結花さん(地域新聞発行者)

石井一孝さん(I・H・S社長)

大木三喜男さん(区長会会長)

討論 30分

(4) 集会宣言採択

☞ 開催は土曜日の午後若しくは日祝日 時間は150分

3 集会を成功させるためのポイント

(1) 参加者の確保 **500名目標**

① 「広報そうさ」「回覧板」での**市民**への呼びかけ

② **各種団体**への強力な参加要請活動の展開

区長会 社会福祉協議会 シニアクラブ スポーツ団体

文化団体 公民館活動参加サークル 食生活改善推進員

ボランティア協会 民生委員 市議会議員 農業委員

市内商工業団体・交通事業者・観光協会・学校・郵便局

農水産業団体 寡婦の会 日赤奉仕団 日赤防災ボラン

ティア 病院・医院 青年会議所 福祉施設 交通安全

協会 防犯協会 青少年相談員 ロータリークラブ

警察署 駐在所 市職員協働推進員 協働実施団体

千葉県庁 隣接自治体 市内にある各官庁の支所等

マスコミ

☞ 各種団体・組織の代表者名を記入して発出、参加要望数を依頼し、参加予定者リストの提出を要請します。

③ 市役所課長会議等で**市長から**集会の成功のために各課長は関係する上記の組織・団体の参加を促進するよう呼びかけてもらう。

(2) **マスコミ対策**の取り組み 開催の案内と集会結果の掲載を要請しませう

(3) スポンサーを募り、先着100名に**粗品を進呈**。

(4) 防災無線で連続2日間、市民の参加を呼びかけます。

(5) 環境生活課（サポートセンター）とまちづくりの会の綿密な打ち合わせを強化して年度内開催を目指します。

I プレゼンテーションについて

審査の前に委員に資料を送付し、委員がその内容を事前に検討し審査当日に的確な質問・採点等ができるようにしてください。

審査基準は、簡素化とし、その事業が①協働に適しているか②市の課題解決、市の発展、市民の生活に役立つかで判断することにします。

採点は、点数とせず①Yesか②Noの二者択一とし委員の得票の多い方を採用することにします。

II 予算・助成金について

事業名称を匝瑳市市民提案型協働事業としてはどうですか。

協働事業の予算を増額してください。

助成金について

(1) 活動に必要な経費は予算範囲内なら証拠書類の提出で承認してください。

(2) 決算での残金は、その団体の翌年度会計繰り越し扱いしとってください。

別紙

(1) ① 匝瑳市市民提案型事業助成金交付要綱について

見直し箇所	見直しの内容
<p>1. 単年度決算でなく、もう少し組出度のある 使いが出来る方策はなりのごしょうか。</p>	

(1) ② プレゼンテーションの審査基準について

見直し箇所	見直しの内容
<p>1. 団体やグループに、もっと働きかける 必要がある。 (サポーターへの訪問を増やせば、 広報などをもちと活用できるようにする (協働コーポの常設もお厚りした)) ※ コラム形式にする。</p>	

別紙

(2) 委員による市民協働推進に関する事業の提案について

事業名	事業内容
<p>② 地区(区)毎のワークショップの開催 市民に協働意識の浸透をはかるには、区単位で「協働」を考へ、実施してもらうのが最適だ。 そのためには、地区毎にワークショップを開催してもらう。地区の課題解決を模索することも大事になる。</p>	<p>↑ その課題について行政マシ同布でまれば 行政と市民の一体感も出れる。 ※ ワークショップのアドバイザーは、協働推進 協議会のメンバーが行なう。 ◎ 協働モデル地区(特区)の認定を考えられる。</p>

(1) ① 匝瑳市市民提案型事業助成金交付要綱について

見直し箇所	見直しの内容
実績報告 第10条 (1) 収支決算書	市民提案型事業実施報告書の内、収支決算書について、何度も手直しをさせられる事案があったと聞いているが、収支決算書の記載例等があれば示していただきたい。 (第7号様式)

(1) ② プレゼンテーションの審査基準について

見直し箇所	見直しの内容
(1) 公益性	(1) 提案事業の内容 ・ 地域が抱える様々な課題の解決につながるものなのか ・ 事業を実施することで市民に有益なサービスが期待できるか ・ 具体的な効果や成果が得られる内容か (2) 実現性 ・ 適正な経費の見積ができているか ・ 計画及び予算が具体的か (3) 発展性 ・ 具体的な効果や成果が協働の事業として発展が期待できるか ・ 協働で事業を実施することにより相乗効果が期待できるか (4) ・ 新しい視点からの取り組みでまちづくりに寄与できるか ・ 今後のモデル事業となりうるか

(2) 委員による市民協働推進に関する事業の提案について

事業名	事業内容
市民協働セミナーの開催	市民サポートセンターと協力して、パネルディスカッション形式で行う。 数人のパネリストの参加を求め、それぞれの立場で意見発表を行い、発表者の討議を中心に参加者からの質疑を受ける。 1つの問題点として、司会進行役が出来る人を探すのが困難か？

匝瑳市市民提案型事業審査基準（案）

- 1 事業名 _____
- 2 推進団体名 _____
- 3 審査基準 _____

総合評価

I. 先進性、合理性

項目	ポイント	確認	評価
目的・効果 〈明確、適切〉	<ul style="list-style-type: none"> ・制度の趣旨に合致しているか。 ・目的・課題は、明確で適切か。 		
解決手法 〈合理性、独創性、先進性〉	<ul style="list-style-type: none"> ・課題を解決する手法として合理的か。 ・独創的なアイデアか。 ・市内においてあまり見られない取り組みか。 		
まちづくりへの寄与	・市のまちづくりにおける課題や、住み良いまちの実現につながるか。		

II. 協働の適合性

項目	ポイント	確認	評価
協働性	<ul style="list-style-type: none"> ・提案者と市（行政）との役割分担は明確で適切か。 ・協働で行うことにより、相乗効果が期待できるか。 		
公益性	<ul style="list-style-type: none"> ・公のお金を活用するのにふさわしい取り組みか。 ・事業の対象者が限定的でないか。 ・提案者に公益的な役割を担う意欲が感じられるか。 		

III. 実現性、効率性

項目	ポイント	確認	評価
計画内容 〈具体性、実現性〉	<ul style="list-style-type: none"> ・スケジュールが具体的で現実的であるか。 ・専門的な知識や経験を活用して事業を実施する計画になっているか。 		
提案・応募者の実施能力	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を実施することができる能力や実績があるか。 ・事業を実施する意気込みが感じられるか。 ・団体として自立しているか。（組織体制、活動年数、構成員数、年間予算） 		
事業効果	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の実施により大きな効果が見込めるか ・出来るだけ効果を大きくする工夫を試みようとしているか。 		
継続性	・事業終了後、自主的な活動による継続や発展は期待できるか。		
事業予算の見積り 〈適正〉	<ul style="list-style-type: none"> ・支出の見積りは適正に行われているか。 ・収入の見積りは適正に行われているか。 		

審査基準

①確認点数は、認められない場合 0点 どうかと思う場合 1点 認められる場合 2点

②評価は、確認の合計点

③総合評価25点以上が、提案型事業として採用